

財団法人林野弘済会公益通報取扱規程の制定について

1 お知らせ

平成20年3月

財団法人林野弘済会

お 知 ら せ

当会は、この度、「財団法人林野弘済会公益通報取扱規程」（平成20年3月1日施行）を制定しましたのでお知らせします。

- (1) 本規程は、当会職員、契約職員、派遣労働者、当会の退職者及び当会の取引業者の職員からの法令違反行為等に関する相談又は通報の窓口を設け、その相談等を通じて、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの確立・強化に資することを目的としています。
- (2) 通報窓口及び相談窓口は、当会本部に設置しており、総務部長、経理部長及び企画部長が相談担当者となっています。連絡先は次のとおりです。

① 住 所 〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目7番12号

財団法人林野弘済会 通報窓口又は相談窓口

② 電 話 03-3816-2471 FAX 03-3818-7886

③ メール msaitou@center-green.or.jp (総務部長)

tuehara@center-green.or.jp (経理部長)

kyamamoto@center-green.or.jp (企画部長)

2 財団法人林野弘済会公益通報取扱規程

財団法人林野弘済会公益通報取扱規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、財団法人林野弘済会（以下「本会」という。）の職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、本会におけるコンプライアンスの確立、強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条（通報窓口及び相談窓口）

1. 職員等からの通報を受ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口として、別途定めるコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に公益通報相談窓口を設置する。
2. 公益通報相談窓口は本部に設置する。
3. 公益通報相談窓口の担当者（以下「通報相談担当者」という。）は、総務部長、経理部長及び企画部長とする。
4. 通報相談担当者は、公益通報相談窓口で相談又は通報を受けた事項について、速やかに委員会に報告しなければならない。

第3条（通報等の方法）

通報窓口及び相談窓口の利用方法は、面会、電話、電子メール、FAX、書面とする。

第4条（通報者及び相談者）

通報窓口及び相談窓口の利用者は、本会の職員等（常勤及び臨時職員、契約職員、派遣労働者、本会退職者）及び本会の取引事業者の職員とする。

第5条（調査）

1. 通報された事項に関する事実関係の調査は、委員会が行う。
2. 調査の責任者は、委員会の委員長（副会長）が指名する。
3. 調査の責任者は、調査する内容によって、関連する本部各部及び支部から調査メンバーを指名することができる。

第6条（協力義務）

本部各部、支部及び職員は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力をしなければならない。

第7条（是正措置）

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに、必要があれば所管官庁に報告しなければならない。

第8条（処分）

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は当該行為に関与した者に対し、就業規則に基づき、処分を課することができる。

第3章 当事者の責務

第9条（通報者等の保護）

1. 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
2. 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に基づき、処分を課することができる。

第10条（個人情報の保護）

本会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。本会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に基づき、処分を課することができる。

第11条（通知）

委員会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

第12条（不正の目的）

通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。当会は、そのような通報を行った者に対し、就業規則に基づき、処分を課することができる。

第13条（相談又は通報を受けた者の責務）

通報相談担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の上司、同僚を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 附則

第14条（所管）

本規程の所管は本部企画部とする。

第 15 条（改廃等）

本規程の改廃は理事会で決議する。また、本規程の運用に際しては、会長を責任者とする。

第 16 条（施行）

本規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。